

神戸市エコタウンまちづくり支援要綱

平成 13 年 3 月 30 日
市 長 決 定

改正 平 16. 7. 1

改正 平 19. 4. 1

改正 平 20. 4. 1

改正 平 27. 4. 1

改正 平 28. 10. 1

改正 平 30. 4. 1

改正 令 3. 4. 1

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の住民や事業者が主体となって、積極的に環境にやさしい行動を選択しながら生活していくまち（以下「エコタウン」という。）に向けた活動（以下「エコタウン活動」という。）を支援するために必要な手続きについて定めることにより、エコタウン活動の広がりを通じて、全市を循環型の社会に転換していくことを目的とする。

2 エコタウン活動に対する助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 4 月 1 日神戸市規則第 38 号、以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

3 エコタウン活動に対する助成金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成 28 年 3 月 24 日市長決定）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(エコタウン活動の推進主体及び運営主体)

第 2 条 エコタウン活動の推進主体（以下、「推進主体」という。）は、ふれあいのまちづくり協議会を原則とし、その活動範囲内の防災福祉コミュニティ、連合自治組織、婦人会、まちづくり協議会等、概ね小学校区を活動範囲としている地域団体等と連携し、地域ぐるみでエコタウン活動を推進する団体とする。

2 エコタウン活動の運営主体（以下、「運営主体」という。）は、推進主体または推進主体のなかに組織された世話役会、若しくは推進主体と連携して別に組織された世話役会とする。

3 推進主体は、運営主体の行うエコタウン活動を支持、推進するものとする。

4 運営主体は、代表及び会計を置くほか、活動資金の適正な経理並びに推進主体及び各種団体等との連絡、調整に関する事務を行うものとする。

(エコタウン活動の範囲)

第3条 エコタウン活動の範囲は、小学校区等、概ね推進主体の活動範囲とする。

2 活動範囲は町丁目単位の範囲を基本とし、推進主体または運営主体が決定する。

(エコタウン活動の内容)

第4条 運営主体は、別表に掲げる基本的なエコタウン活動を行うものとする。

2 運営主体は、地域の実情に応じ、自主的・自律的に環境にやさしい取り組みを行うものとする。

(市の支援施策)

第5条 市長は、エコタウン活動を推進するため、予算の範囲内で次に掲げる支援を行う。

- (1) ガイドブック、パンフレット等の作成並びに広報及び普及啓発
- (2) エコタウン活動を行おうとする地域または行っている地域に対する助言・説明、情報・ノウハウの提供等
- (3) エコタウン活動に係る専門人材等の紹介
- (4) エコタウン活動を行う地域に対する助成金等
- (5) エコタウン活動に係る全市的な情報の発信、交流、発表会の開催等
- (6) エコタウンの全市展開にあたってのその他必要な支援

第2章 エコタウン団体登録

(団体登録の申請)

第6条 エコタウン活動の支援を希望する団体は、様式第1号によるエコタウン団体登録申請書（以下「登録書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 登録書を市長が受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合に様式第2号により団体の登録を決定する。
- 3 当該団体に変更があった場合は、様式第3号によるエコタウン団体変更申請書によりその内容を市長に提出しなければならない。
- 4 当該団体がエコタウン団体登録を廃止する場合、様式第4号によるエコタウン団体登録廃止届出書によりその内容を市長に提出しなければならない。

第3章 エコタウン活動に対する助成金

(助成の申請)

第7条 エコタウン活動に対する助成金を受けようとする運営主体は、様式第5号によるエコ

タウン活動助成申請書（以下「申請書」という。）及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付決定を行うときは、運営主体に対して、様式第6号によるエコタウン活動助成金交付決定通知書により通知するものとする。このとき、助成金の額（以下、「交付決定額」という。）は、別表の上限を超えない範囲の額とし、予算の範囲内で市長が決定するものとする。なお、市長は交付決定に際し条件を付することができるものとする。

2 前項の通知を受けた運営主体は、様式第7号によるエコタウン活動助成金交付請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認められる場合は、補助金規則第18条第2項の規定に基づき、概ね1か月以内に助成金の交付予定額の全部を運営主体に交付するものとする。

（活動報告及び助成金の確定及び精算等）

第9条 助成金を受けた運営主体は、助成金を受けた年度の終了後、速やかに様式第8号によるエコタウン活動実績報告書及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項のエコタウン活動実績報告書を審査し、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額を上限として、助成金の交付額を確定し、様式第9号による助成金交付額確定通知書により運営主体に通知するものとする。

3 市長は、第2項により確定した助成金の交付額（以下、「交付確定額」という。）が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略する。

4 市長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、運営主体に対して速やかに当該差額を請求するものとする。

5 運営主体は、前項の請求があった場合は、定められた期限までに、市長の指定した方法により、助成金を返還しなければならない。

（助成金の使途及び管理等）

第10条 第8条により交付を受けた助成金の使途は、次に掲げるものとする。

(1) エコタウン活動に要する経費

(2) 推進主体または運営主体のエコタウン活動以外の公益的な活動に要する経費（ただし、他の

公的な補助金等助成の対象となっている経費は除く。）

2 運営主体は、活動資金の管理のため、次に掲げる適正な経理を行わなければならない。

(1) 活動資金を管理するための口座の設置（推進主体の口座を利用するときは、この限りでない。）

(2) 帳簿の整備、管理及び領収書等の保管

3 運営主体は、市長の請求に応じ、助成金の使途について会計に関する報告または帳簿等の関係書類の提出をしなければならない。

第4章 雑則

（施行細目の委任等）

第12条 この要綱の施行に関し必要な細目は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）2 平成15年度以前から、この要綱の適用を受けてエコタウン活動を行う運営主体の平成16年度の取扱いについては、なお従前の神戸市エコタウンまちづくり支援要綱を適用する。ただし、第8条の規定に基づくエコタウン活動実績報告書は年度の終了後、速やかに市に提出するものとする。

2 平成15年度以前から、この要綱の適用を受けてエコタウン活動を行う運営主体の平成16年度の取扱いについては、なお従前の神戸市エコタウンまちづくり支援要綱を適用する。ただし、第8条の規定に基づくエコタウン活動実績報告書は年度の終了後、速やかに市に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条・第 8 条関係）

助成対象活動	助成条件	助成額
広報活動	上限 4 回	配布枚数に応じた次の基準とする 配布枚数×5 円/枚×発行回数
提案型環境活動	上限 120,000 円 「低炭素分野」 「循環型分野」 「自然共生分野」 「まちの美化分野」 4 分野項目のうち必ず 2 分野項目以上実施す ること	活動参加者数に応じた次の基準とする 参加延べ人数 ～9 名=5,000 円 10～14 名=10,000 円 15～19 名=15,000 円 20～24 名=20,000 円 25～29 名=25,000 円 30 名～ =30,000 円 但し、クリーン作戦については次の基準とする 参加延べ人数 ～49 名=5,000 円 50～74 名=10,000 円 75～99 名=15,000 円 100～149 名=20,000 円 150～199 名=25,000 円 200 名～ =30,000 円